

必読

暮らしの法律ナビ

No.56 成人年齢の
引下げ問題

政府は民法を改正し、成人年齢を20才から18才に引き下げる改正案を早ければ来年の通常国会に提出するようである。昨年6月に選挙年齢が18才になったのと同様に成人年齢も18才に引き下げる議論がされている。

未成年者は親権者の同意を得ずに行った契約等は、取り消すことができる。未成年者はこの取消権によって不当な勧誘や契約等から守られている。事実、20才をターゲットに悪質業者が取引を勧誘する事例があることから、その被害が18才にまで拡大することは必至である。

一方、未成年で就職し

自立している者にとっては、成人と同様に納税しているにもかかわらず契約等の場面で子供扱いでは充分に自己決定権が尊重されていない事になる。国際的には18才で成人とする国が多いと報告されているので諸外国と合わせる意義は大きい。

何才で成人とするか難しい問題である。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>